

医療メディエーター協会会員手引き

会員の皆様が困った時に参照できるファイルを作成しましたので保存し、適宜、ご活用ください。すべて、ホームページに掲載されている内容ですが、お手元においていただくと便利かと思えます。ここに記載されている内容については、原則として、お問合わせいただいても、こちらをご参照するようお願いするにとどめることになります。

目次

1. 会費納付について
2. 更新制度（ポイント制について）
3. 各種パスワードについて
4. 登録情報の変更について
5. 退会手続について
6. 診療報酬加算の申請について
7. 会員呼称について

1. 会費納付について

- ・年会費 6000円
- ・会計年度 1月—12月
- ・会費納付期限 各年6月30日
- ・会員資格の喪失：2年間会費納付なき場合、定款に従い除籍（資格喪失・認定取消し）となります。再入会・認定には基礎編再受講が必要となります。
- ・会費納付口座

三菱UFJ銀行 江戸川橋支店（店番060）

普通 口座番号0097263

名義 一般社団法人日本医療メディエーター協会

代表理事和田仁孝（ワダヨシタカ）

会費納付時の注意事項

※振込人の欄には、お名前だけ記載してください。会員番号や病院名は絶対に記載しないでください。病院名で入金する場合は、事務局あてに当該病院のどなたの会費かを別途メールでお知らせください。病院名のためのメール連絡なき入金は不明金扱いとなります。

※同姓同名で判断がつかない方には、別途お名前の前に県名を入れていただくようお願いしています（たとえば漢字もまったく同じヤマモトヨウコさんが5名います）。この点は、事務局よりそのようにお願いした方だけで結構です。

※会費納付に際し、請求書・領収書が必要な場合は、事務局にお問い合わせください。発行いたします。

※会費納付については各自振込票を5年間は保管ください。納付の有無については原則としてこちらでは回答いたしません。

2. 更新制度（ポイント制について）

厚生労働省が、診療報酬加算対象の医療対話推進者について継続学習を推奨していることから、医療メディエーター資格についても、更新にあたって、5年間に100ポイントの継続学習を必須としております。医療メディエーションに関する各種活動に参加されることでポイントを取得し、それをクリアすることで認定登録の更新が可能となります。更新の要件は、下記となります。

1. ポイントの取得の期限

入会年を含め、5か年を期限としポイントを取得していただきます。

ただし、今回、この制度の発足に当たっては、2013年以前に認定された方は、2013年より起算し、5年後の2018年12月31日までにポイント取得をしていただくことで更新とさせていただきます。2014年以降の入会者は、それぞれ加入年に5を足した年の5年間です。受付は該当年の、9月1日から、12月15日が更新期間となります。

更新年につきましては各自の認定証に明記してありますのでご確認ください。

2. ポイントの詳細

100ポイントの取得を更新の要件とします。ポイント表は下記をご参照ください。

各支部の研修や勉強会、本部主催の研修やシンポジウム、関連学会での学会発表、医療機能評価機構のフォローアップ研修、本協会提供の e-learning の視聴などでポイントを獲得できます。

大きな学会のように電磁的に各自のポイントを記録するようなシステムはございません。各自で参加された研修、シンポ、e-learning 記録、配布されたポイント票などを管理して頂き、更新時にはその写しなどをご提出いただく事になります。記録を保存して頂けますようお願い致します。ホームページからポイント票を再掲しておきます。

更新制ポイント表

5か年で100ポイント取得

種別	名称	ポイント	備考
JAHM集會	日本医療メディエーター協会シンポジウム	50	
関連学会活動	日本医療コンフリクトマネジメント学会	発表・論文 40	
	同上	参加 30	
	その他学会でメディエーション関係の発表	発表 20	本協会が認めるもの
	その他学会でメディエーション関係の論文	論文 30	本協会が認めるもの
JAHM研修	基礎編再受講	30	
	Iコース、Aコース受講	各50	
	フォローアップ研修受講	30	
	JAHM本部会員研修	20	
	JAHM支部の勉強会・研修会等への参加	20	
e-learning	本協会 e-AGORA によるウェブ学習	1講義ごとに10	
その他外部研修	本協会が別途告知する関連外部研修	各10	本協会が認めるもの

3. 要件としての会費の納入

5か年間、会費を納付していただいていることを更新の要件とします。

4. 更新手続き

詳細はホームページおよび期日が近づきましたらメールにてご案内します。具体的には更新窓口へ、ポイント取得した活動について参加証等の記録を提出し、申告していただき、承認をしていく形となります。現時点での更新手続きの流れをあげておきます。ただし変更の可能性がありますので、メール、ホームページでの最新情報にご注意ください。

今年が、対象の方（認定証期間をご確認ください）の更新は、2018年9月1日から12月15日までを期間として受け付けます。**1日でも遅れた場合は理由の如何を問わず更新出来ません。**

宛先 〒162-0801 東京都新宿区山吹町 366-1-2205

一般社団法人 日本医療メディエーター協会事務局 宛

日本郵便ブルーのレターパック（レターパックライト¥360）

にて以下のものを同封してお送りください。

※必ず保管シール：追跡番号 QR コードはご自身でお控えください。

●期限に到達する B 認定証原本

あくまで、お送りいただくのは、更新期限がある B 認定のものです。

その他、A 認定や別途資格のある方は、それらのコピーを添付して下さい。（A 認定証原本は保管してください。）

●ポイント証明するもの（参加証明書・修了証・ポイントを記載したもの。5年間で100ポイント以上）

※今年度更新の方に限り、ポイント証を発行していなかった時期の催しへの参加については自己申告で結構です。Excel など、開催に日時・主催者（機関）。研修等名称を一覧にして添付下さい。

●返信用のレターパックライトもしくは、切手 360 円分

詳細な手続きは8月ごろに再度メールにてお知らせし、HPに掲載します。

3. 各種パスワードについて

1. 会員専用ページへのパスワード

協会表紙ページの左下メニューの下から 2 番目「会員専用ページ」へのログインができない場合。毎月 3 ヶ月有効の ID/PW をお知らせしています。複数の PC で問題なく開けることを確認してお送りしています。

※アルファベット「o」「l」と数字の「0」「1」の区別にご留意ください。

※コピーペーストをお勧めします。ただし、前後の空白を一緒にコピーペーストすると開きません。ご留意ください

上記に問題ないにもかかわらず、お手元の PC で開かない場合、ご使用の PC の設定が影響していると思われるが、原因がわかりませす。プロバイダ、管理者にお問い合わせ下さい。事務局では回答できません。

2. e-AGORA のパスワードを入れても開かない場合（2019 年以降廃止にの可能性あり）

※会員専用 PW と間違えていませんか？

※毎年 6 月末までに会費納付された方に半年間有効の e-AGORA 専用 PW を送りしていただきます。期日までに会費納付されない場合、PW は届かず視聴できません。

※PW の期限は届いてから 6 か月です。それ以降は視聴できません。

※PW は再発行できません。パスワードは個人限りで本人以外事務局でもわかりません。

※委託会社に、直接問い合わせをするのは、控えてください。

※全年度の途中まで終了のかたは、その続きから再開できます。

4. 登録情報の変更について

※メールアドレス、住所、所属機関等の変更については、ホームページの登録情報変更フォームより申請してください。問合わせ窓口では承れません。

※本ページ最上段の変更手続アイコンをクリックし、会員専用ページからフォームにてご申請下さい。いたずら防止のため会員専用ページに入らないと変更手続できないようにしております。

5. 退会手続について

※退会処理は問合わせ窓口では承れません。ホームページの入退会手続タブを開き、最下段の退会手順に従ってフォームより申請してください。下記に再掲します。

退会申請フォームから申請の上、認定証を下記宛てご返納下さい。また未納会費のある方は、すべて納付した上で退会が可能となります。

返納先：162-0801 新宿区山吹町 366-1-2205 日本医療メディエーター協会事務局

※2年滞納すると自動的に、退会扱いとなりますが、除名ですので、数年後、再受講し再入会を希望しても除名者（未納者・未納医療機関）は、再入会はできません。

6. 診療報酬加算について

※厚生労働省患者サポート体制充実加算の申請について

- ・ 純粋事務職の方 20 時間（基礎編＋4 時間以上の差分研修）が必須
- ・ 上記以外の医療有資格者の方 研修受講は努力義務のみ

※医療メディエーター認定は必須ではありません。受講証で申請可能です。

7. 会員呼称について

※ 認定会員

医療機関（介護施設・訪問ステーションは含まない）に勤務し、基礎編受講後、入会承認を、得た者。医療メディエーターは患者と医療者の対話の促進に努め、金銭賠償等の問題には関わらない。常に、組織の理念を重んじ、メディエーションについて造詣を深め、日頃より、自己の研鑽に努める。

※ 特別会員

上記経験（資格）があり、退職及び離職等により、職場（医療機関）を離れた者。結婚・出産・傷病等により、一時的に休職状態にある者。退職後、医療機関以外の、事業所（関連機関・介護施設・看護協会等）の登録がある場合。

※ 賛助会員 趣旨に賛同し、活動や運営を、スポンサー的に支援する者